



2025.盛夏号

No. 20

知的 財産 Newsletter

判例

将棋棋戦のリアルタイム配信が
不法行為を構成すると認められた事例

判例の解説ポイント

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、2081年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

大江橋法律事務所

OH-EBASHI

判例

将棋棋戦のリアルタイム配信が
不法行為を構成すると認められた事例田中 想音
Omone Tanaka

PROFILEはこちら

大阪高裁(8部)令和7年1月30日判決(令和6年(ネ)第338号、同年(ネ)第1217号)裁判所ウェブサイト〔囲碁将棋チャンネル事件〕

裁判例はこちら

1. 事案の概要

本件は、X(一審原告・被控訴人¹)が、Y(一審被告・控訴人)に対し、Xが配信した将棋の棋戦に関する動画(「本件動画」)に対してYが行った著作権侵害の申告(「本件申告」)が不正競争防止法(「不競法」)2条1項21号の不正競争に当たると主張して、Xが配信した動画がYの著作権を侵害する旨を第三者に告げることの差止めや損害賠償等を求めた事案です。

Yは、インターネット上で、囲碁、将棋の実況中継等の番組を有料で動画配信する等の事業を営む株式会社であり、本件動画の対象となった棋戦の主催者のひとりとして、他の主催者と共同してその開催・運営費用を負担していました。

Xは、ユーチューブ等の動画配信サービスにおいて棋戦のいわゆる評価値放送を配信し収益を上げている動画配信者です。本件動画は、Xが出演し、Yが配信する将棋の実況中継から得た情報を基に、即時に、自ら用意した将棋盤面に各対局者の指し手を表示するなどして、視聴者が、視聴者同士やXとのチャットでのコミュニケーションを行う内容でした(ただし、本件動画内にYが配信する動画の映像、画像、音声そのものは表示されませんでした。)

Yは、Xの請求に対し、本件動画がYの著作権を侵害するものではないことについては争わなかったものの、Xによる本件動画の配信がYの営業活動上の利益を侵害するものとして不法行為を構成することを理由に、本件申告はXの「営業上の利益」(不競法3条及び4条)を侵害するものではないと主張しました。

2. 第1審判決

第1審判決(大阪地裁令和6年1月16日判決(令和4年(ワ)第11394号)²)は、本件動画で利用された棋譜等の情報が公表された客観的事実であり、原則として自由利用の範疇に属する情報

であること、Yが証拠提出した棋譜利用にかかるガイドラインはXに対して法的拘束力を生じさせるものではないこと等を理由として、本件動画の配信がYに対する不法行為に該当するとのYの主張を斥け、Xの請求を一部認容しました。

3. 控訴審判決

これに対し、控訴審判決は、棋戦の主催や棋譜情報の利用等について日本将棋連盟、新聞社・通信社、Y等の主催者が構築しているビジネスモデルについて詳細な認定を行った上で、大要次のとおり判示したうえで、Yが棋戦をリアルタイムで配信するときになされたXによる本件動画の配信は、自由競争の範囲を逸脱してYの営業上の利益を侵害するものとして違法性を有し、不法行為を構成すると判断し、Xの請求を棄却しました。

- ▶ 棋戦を主催する日本将棋連盟は、棋戦を放送・配信する権利を許諾することで収益を上げ、これにより棋戦を主催するための開催・運営費用を賄っており、また、上記許諾を受けたYら放送配信事業者は、当該棋戦を有償配信し、これにより棋戦の配信の権利の許諾を受けるために負担した協賛金ないし契約金を回収し、さらに利益を上げようとするというビジネスモデルが採用されている。
- ▶ 日本将棋連盟がリアルタイムの棋戦の放送・配信につき、このようなビジネスモデルを採用する理由は、同連盟の目的を達成するための事業をする上で、将棋はスポーツ競技のように大きな会場を用意して入場者から入場料を徴収することで開催・運営費用等を賄うことができないことから、会場を用意する主催者として物理的に独占できるリアルタイムの棋譜情報を、Yのような放送配信事業者を介して将棋ファンに提供することで、将棋ファンから上記放送配信事業者を介して対価を徴収し、これにより開催・運営費用等を賄うとともに利益を上

¹ 本件ではXによる附帯控訴もなされていますが、本稿の内容には関連しないため、記載を省略しています。

² https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/676/092676_hanrei.pdf

げ、もって将棋文化の向上発展に寄与しようとしているものと考えられる。

- ▶ これに対し、Xによる本件動画の配信は、対価を支払ってYから配信を受ける将棋ファンを減少させるものであって、このことによりYに対して直接的に損害を生じさせるものであるし、また、このような行為が多数の動画配信者によって繰り返されるなら、Yの収益構造でもある日本将棋連盟がよって立つ上記ビジネスモデルの成立が阻害され、ひいては現状のような規模での棋戦を存続させていくことを危うくしかねないものといえる。
- ▶ Xは、本件動画の配信に当たり、Yから有料で配信を受けていたというのであるから、上記のとおり日本将棋連盟のビジネスモデルに組み込まれたYの収益構造を理解していたはずであり、そうすると本件動画を将棋ファンに無料で配信し視聴させることが、その反射としてYから有料で配信を受けていたはずの将棋ファンを減少させ、その結果がYに損害を与えることも認識していたと認められる。そればかりか、Xが、本件動画の配信前からリアルタイムの棋譜情報を提供する動画配信をしており、かつ、これを禁じようとする日本将棋連盟のビジネスモデルの在り方を批判し、本件動画の配信を適法とすることで、そのビジネスモデルが崩壊してもやむを得ないような主張すらしていることからすると、Xは、上記のような動画配信をすることで日本将棋連盟及びそのビジネスモデルに組み込まれたYを害する目的すらあったことさうかがえる。
- ▶ Xは、YのみならずX同様の棋戦の動画配信者と棋戦の配信を巡って競争する関係にあるといえるが、Yはそのために多額の費用負担をしているわけであるし、他の棋戦の動画配信者は主催者の定めるところに従い、リアルタイムでの棋譜情報そのものを配信せず他の部分で工夫をして視聴者を惹きつけることで視聴者獲得の競争をしていることがうかがえるから、一視聴者としての費用を負担するのみでリアルタイムの棋譜情報を取得し、これを動画配信において利用することで視聴者にアピールして収益を上げ、しかも、これによりYに対して故意に損害を与えているXによる本件動画配信は、明らかに上記競争の枠外の行為をしているものといえることができる。

4. まとめ

本件は事例判断ですが、著作権侵害には該当しないことに争いのない動画配信行為につき、不法行為の成立が肯定された事案として実務上参考になるため、ご紹介する次第です。

本件では、控訴裁判所が、棋戦の主催に関するビジネスモデルに着目し、Yのような放送配信事業者の立ち位置や収益構造を詳細に認定した上で、Xにおいて、当該ビジネスモデルを認識していたにとどまらず、Yを害する目的すらあったことさうかがわれることや、他の動画配信者は棋戦主催者が定めるルールに従って配信を行っているとの事情があったと認定したことが、第1審と控訴審で判断が分かれたポイントであると考えられます。他方で、本判決の射程を理解するにあたっては、本判決が、不法行為に基づく損害賠償請求を認容した事例ではなく、不競法2条1項21号を理由とする請求に関して、著作権侵害の申告がXの「営業上の利益」を侵害するか否かが問題となった事例であることに留意が必要と考えられます。

判例の解説ポイント



重富 貴光

Takamitsu Shigetomi

PROFILEはこちら

本件は、著作権侵害には該当しない動画配信行為について不法行為の成立が認められた判決です。

著作権法を含む知的財産法による法的保護が及ばない行為について、不法行為(民法709条)の成立が認められるかという問題については、従来より議論がされています。最高裁判決である北朝鮮映画事件判決(最判平成23年12月8日(平成21年(受)602・603号)¹)は、著作権法による法的保護が及ばない行為が不法行為を構成するかについて、以下のとおり判示しています(下線は筆者が付したものです)。

「著作権法は、著作物の利用について、一定の範囲の者に対し、一定の要件の下に独占的な権利を認めるとともに、その独占的な権利と国民の文化的生活の自由との調和を図る趣旨で、著作権の発生原因、内容、範囲、消滅原因等を定め、独占的な権利の及ぶ範囲、限界を明らかにしている。同法により保護を受ける著作物の範囲を定める同法6条もその趣旨の規定であると解されるのであって、ある著作物が同条各号所定の著作物に該当しないものである場合、当該著作物を独占的に利用する権利は、法的保護の対象とはならないものと解される。したがって、同条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である。」

北朝鮮映画事件判決は、著作権法による法的保護が及ば

ない行為については、著作権法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成しないと判断しました。北朝鮮映画事件判決以降、知的財産法が保護する法的利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情を認める裁判例は現れない状況が続いていました。

このような状況において、近時、本件の大阪高裁(8部)令和7年1月30日判決を含め、知的財産法による法的保護が及ばない行為であっても、個別事案における具体的な事情を踏まえ、当該行為が自由競争の範囲を逸脱して他者の営業上の利益を侵害するものとして不法行為の成立を認める判決が現れるようになりました。

東京高判(17部)令和6年6月19日(令和3年(ネ)第4643号)[バンドスコア事件]は、著作権者ではない一審原告が採譜したバンドスコア²について「バンドスコアの採譜を取り巻く事情³に鑑みれば、他人が販売等の目的で採譜したバンドスコアを同人に無断で模倣してバンドスコアを制作し販売等する行為については、採譜にかかる時間、労力及び費用並びに採譜という高度かつ特殊な技能の修得に要する時間、労力及び費用に対するフリーライドにほかならず、営利の目的をもって、公正かつ自由な競争秩序を害する手段・態様を用いて市場における競合行為に及ぶものであると同時に、害意をもって顧客を奪取するという営業妨害により他人の営業上の利益を損なう行

¹ https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/813/081813_hanrei.pdf

² バンドミュージックについて、ボーカル、ギター、キーボード及びドラム等のパートに係る演奏情報が全て記載されている楽譜。

³ 事情として、①バンドスコアを制作するには、バンドミュージックの楽曲の演奏を聴音してそれを楽譜に書き起こす「採譜」という作業が必要、②採譜という作業には多大な時間、労力及び費用を要し、また、採譜という高度かつ特殊な技能の修得にも多大な時間、労力及び費用を要する、③バンドスコアの制作者が販売等の目的で採譜したバンドスコアを制作者に無断で模倣してバンドスコアを制作し販売等すること、すなわち、バンドスコアの制作者が採譜にかけた時間、労力及び費用についてフリーライドすることが許されるとしたら、その反面、制作者が販売するバンドスコアの売上げが減少し、採譜によるバンドスコアの制作への投資を十分に回収できなくなり、採譜によってバンドスコアを制作し販売する事業者は壊滅的な打撃を被ることになって、自ら時間、労力及び費用を投じて採譜によりバンドスコアを制作しようとするインセンティブは大きく損なわれ、採譜によりバンドスコアを制作し出版しようとする者がいなくなるから、音楽の演奏を趣味・職業とする者等から一定の需要が見込めるにもかかわらず、採譜によるバンドスコアの供給が閉ざされる結果になりかねない、④高度な技術を身に付けて苦勞して採譜した成果物についてフリーライドが許されるとしたら、多大な時間、労力及び費用を投じて採譜の技術を修得しようとする者がいなくなり、ひいては、バンドスコアに限らず、採譜によって制作される全ての楽譜が制作されなくなって、音楽出版業界そのものが衰退し、音楽文化の発展を阻害する結果になりかねないという事情が認定されています。

為であって、著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するものといえるから、最高裁平成23年判決のいう特段の事情が認められるというべきである。」として、不法行為の成立を認めました。

大阪高判(8部)令和6年5月31日(令和5年(ネ)第2172号⁴)〔ペット用健康補助食品事件〕は、原告商品の商品名「ワンスプーン」自体が不正競争防止法上の周知商品等表示と認められず、被告による「ワンスプーンプレミアム」との商品名を付した被告商品の販売行為が不正競争を構成しないとしても、需要者の誤認を利用するものといえる被告による被告商品の販売態様は、自由競争の範囲を逸脱した違法な販売態様で原告の顧客を奪っているものといえるから不法行為を構成するというべきであるとして、不法行為の成立を認めました。

本判決は、ニュースレター記事「3. 控訴審判決」にて紹介したとおり、棋戦の主催や棋譜情報の利用等について日本将棋連盟、新聞社・通信社、X等の主催者が構築しているビジネスモデルについて詳細な認定を行った上で、Yが棋戦をリアルタイムで配信するときになされたXによる本件動画の配信は、自由競争の範囲を逸脱してYの営業上の利益を侵害するものとして違法性を有し、不法行為の成立を認めました。

ご紹介した上記各裁判例は、北朝鮮映画事件判決を踏まえつつも、知的財産法による法的保護が及ばない行為に不法行為の成立を認める途を開くものと評価し得ます。もっとも、上記各裁判例をみるに、不法行為の成立が認められるためには、①不法行為の成立を主張する者Xが遂行する事業における事業利益の内実、②行為者Yの行為の具体的態様、③行為者Yの図利加害目的⁵等の主観的事情の認定が精緻・詳細に認定されており、そのうえで、行為者Yの行為が自由競争の範囲を逸脱した違法な行為であるか否かが評価されているといえます。

今後、「知的財産法による法的保護が及ばない行為であっても、個別事案における具体的な事情を踏まえ、当該行為が自由競争の範囲を逸脱して他者の営業上の利益を侵害するものとして不法行為の成立を認める判決」が引き続き現れる傾向が続くかについては、その動向が注目されます。実務においても、知的財産法による法的保護に加えて、不法行為の成否を別途

考察・検討する視点を持つことは有意義であろうと料します。

⁴ https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/518/093518_hanrei.pdf

⁵ 例としてXの需要者・顧客を奪取する目的が挙げられます。